感染症等情報紙
はっする
第109号
平成25年5月9日発行

福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

休日に肝炎・エイズ検査を実施します

6月1～7日はHIV検査普及週間です

日本では1日に約4人が新たにHIV感染者もしくはエイズ患者と診断されています。治療は進行をくいとめることが主眼なので、早期に発見・治療をすることが重要です。

全国の保健所では年間を通じて匿名・無料でご相談に応じ、検査を受けられる体制を整えていますが、そのことをご存知ない方が多いのが現状です。普及週間の機会を利用して、

別紙を数部印刷して窓口に設置する、
拡大コピーしたものを掲示する、等
不特定多数の方に情報が届くようご協力ください。

日時：平成25年6月1日(土)
9:00～12:00
場所：若狭健康福祉センター　2階

中国で感染が拡大している鳥インフルエンザ(H7N9)が指定感染症になりました

今年3月末以降、5月9日現在で130名以上の感染が確認され、うち1名は中国出張から台湾へ帰国した人でした。まだ日本国内での発生はありませんが、政府は5月6日、**H7N9鳥インフルエンザ**を、**感染症法に基づく指定感染症**とする政令を施行しました。今後は、患者や感染した疑いがある人に入院の勧告や、場合によって強制入院の措置が取れるようになり、罰則を伴う就業制限も定められました。一方で、医療費については公費負担制度が適用され、患者さんの自己負担が軽減されます。

【医療機関の皆様へ】

上記政令によって、鳥インフルエンザ(H7N9)と診断された場合には届出義務が生じることになりました。強く疑われた場合には遺伝子検査を実施しますので、当センターまでご連絡をお願いします。感染症指定病院以外においても遺伝子検査用に検体採取をお願いすることがありますので、その折にはご協力ください。

季節性インフルエンザの流行が過ぎても感染症予防は継続を！

平成25年1月23日に発令されたインフルエンザ警報が、4月19日付で解除されました。

しかし、「手洗い」や「うがい」、「咳エチケット」等は季節性インフルエンザだけではなく、国内への侵入が心配されている**鳥インフルエンザ(H7N9)**や全国的に流行している**風疹**を含めて、**多くの感染症の予防に有効**です。季節性インフルエンザの流行期は過ぎましたが、せっかくの良い習慣が維持されるよう、改めて周知徹底をお願いします。

福井県感染症発生動向調査速報

（第14週H25.4.1～第17週H25.4.28）

2類：　結核症　13名
4類：　レジオネラ症　1名
5類：　風しん　1名

＊若狭管内の発生なし

［発信者］
若狭健康福祉センター
地域保健課　　齊藤
TEL：0770-52-1300
FAX：0770-52-1058
ﾒｰﾙ：w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
※御意見御感想をお待ちしています。